

市町村職員自主調査研究グループ助成金交付要綱

平成23年4月1日 要綱第1号
平成24年4月2日 要綱第5号
平成29年1月31日 要綱第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における課題の解決方を調査研究するため、市町村（札幌市を除く。）職員が中心となって自主的に結成したグループ（以下「自主調査研究グループ」という。）の当該調査研究に要する経費（以下「必要経費」という。）について、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主調査研究グループの条件)

第2条 自主調査研究グループは、次の各号の条件を満たしているものとする。

- (1) 単独又は複数の市町村の職員等3名以上で構成されていること。
- (2) 市町村職員以外の者が当該グループの構成員に含まれる場合は、その人数が構成員総数の2分の1を超えてはならないこと。
- (3) 自主調査研究グループに代表者1名を置くこととし、その代表者は、市町村職員であること。

(調査研究テーマ)

第3条 自主調査研究グループが調査研究する課題（以下「調査研究テーマ」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 自主調査研究グループが所属する市町村の喫緊の課題であること。
- (2) 自主調査研究グループが所属する市町村の政策に反映できる課題であること。

(調査研究期間)

第4条 自主調査研究グループが調査研究する期間（以下「調査研究期間」という。）は、申請年度の4月1日から翌年1月末日までとする。

(助成対象経費及び助成金額)

第5条 助成金額は、調査研究期間内における必要経費のうち、別に定める助成対象経費の合計金額の2分の1以内（上限25万円、下限5万円）とし、助成金額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。ただし、他に助成金等を受ける場合は、その助成金等を控除した額を基に、同様に算定した額とする。

(助成の申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主調査研究グループの代表者（以下「申請者」という。）は、定められた期日までにこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に対し、別記第1号様式の助成金交付申請書を提出するものとする。

- 2 申請者は、前項の助成金交付申請書の提出に当たっては、別記第2号様式の所属市町村長からの推薦書を必ず添付するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、提出された助成金交付申請書を審査し、予算の範囲内で助成金額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしようとするときは、この法人の助成審査会の意見を聴取するものとする。

3 理事長は、前2項の規定により助成金を決定したときは、速やかに別記第3号様式の助成金交付決定通知書により、申請者に対して通知するものとする。

(前払い)

第8条 前条第3項の助成金交付決定通知を受けた申請者が助成金の前払いを希望する場合は、別記第4号様式の助成金前払金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の助成金前払金交付申請書を受理したときは、その必要性を審査し、適当であると認めたときは、前払金額を決定して別記第5号様式の助成金前払金決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、速やかに前払金を申請者に交付するものとする。

3 前項の前払金は、助成決定額の3分の2以内の金額（下限3万円）とし、前払金に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額とする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成の決定を受けた後、やむを得ない事情により、当該調査研究を実施することができなくなった場合又は助成対象経費が5万円を下回った場合は、速やかに別記第6号様式の助成金助成申請取下書を理事長に提出するものとする。

(助成決定の取消し)

第10条 理事長は、前条の助成金助成申請取下書を受理したときは、速やかに別記第7号様式の助成金助成決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、申請者が第8条の前払金の交付を受けているときは、当該申請者は、助成金助成決定取消通知書の到達後、遅滞なく当該前払金を理事長に返還するものとする。

(研究成果の提出)

第11条 助成決定を受けた自主調査研究グループは、調査研究期間内に行った調査研究内容について別記第8号様式の助成金事業実施報告書と、政策提言書及び事例調査報告書（以下「研究成果」という。）を定められた期日までに理事長に提出するものとする。

(助成金額の確定及び交付)

第12条 理事長は、助成金事業実施報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定して、別記第9号様式の助成金確定通知書により、申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当該助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。